



住宅地等における農薬使用を減らしましょう!!

農薬は植物の病気や害虫の駆除、除草等において有効な資材ですが、使い方によっては、人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすことがあります。

最近、一般家庭などにおいてガーデニングの普及や庭の手入れのための農薬使用の機会が増えており、農薬散布時の飛散等による人の健康、特に子供や妊婦、喘息患者、化学物質過敏症の方などから健康被害の訴えが、市に多く寄せられ、その適正使用の徹底が望まれています。

殺虫剤や除草剤等の使用については極力控えるとともに、薬剤などに頼らない環境作りをし、柏市の生物多様性の保全にご協力をお願いします。

【市民の皆様へのお願い】

○殺虫剤や除草剤などを使用しない方法を考えましょう。

定期的な散布をやめ、病害虫や雑草の早期発見に努めて、被害状況に応じた剪定や捕殺及び防虫網の活用などの方法に切り替えましょう。

やむを得ず殺虫剤や除草剤などを使用する場合は、以下のことに注意してください。

○飛散しないものを選びましょう。

薬剤の飛散防止のため、液剤や粉剤を避け、誘引、粒剤、樹幹注入などの飛散の少ない、散布以外の方法を取り入れましょう。

○事前に十分な周知を行い、無風な時などに必要最小限にしましょう

ホームセンター等で手軽に購入できる園芸用農薬であっても安全面に注意し、ラベルに記載された使用方法を守り、散布は必要最小限に留めるとともに、事前に近隣住民に十分周知するなどの配慮をしましょう。

また、周囲に飛び散らないように無風な時など、天候や時間帯を選んで行いましょう。

○殺虫剤や除草剤などの使用履歴を記録し、保管しましょう。

いつ、どこで、何を、どのようなものに、どれくらいなど、記録を残すことを習慣づけるようにしましょう。

○殺虫剤や除草剤などのむやみな現地混用はやめましょう。

ラベルに混用する際の注意事項がある場合は、必ず守りましょう。

柏市は、実践による普及・啓発を図るため、「柏市の農薬等薬剤使用に係る基本方針」を定め、平成20年4月1日から薬剤使用の削減に努めています。

その主な内容は、薬剤は原則使用しないこととし、やむなく使用する場合には周辺への安全対策を第一に考え、事前周知の徹底・飛散防止の実施などを行っています。

裏面に続く



野焼き行為で周りの人は大変迷惑しています！！

○ごみなどの野焼きは原則禁止です。

家庭から出るごみなどを、適正な焼却炉を使用せず、地面に掘った穴やドラム缶で燃やす野焼きなどの行為は、一部の例外を除いて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において原則、禁止されています。

柏市においてもごみなどの焼却に伴い発生するダイオキシン類抑制の観点から「柏市ダイオキシン類抑制条例」を制定し、例外的に認められているものにおいても、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合においては、行為者に対して、勧告などの措置を行っております。

本市に寄せられる公害等に係る苦情においても、平成26年度の約4割を占めており、住民の方々からは煙による大気汚染や悪臭で困っているとの声が多く寄せられております。

○ごみは焼却せずに市のごみ収集などへ出して適正に処分してください。

家庭ごみは焼却せずに、市の分別区分に従ってごみ集積所へ出してください。また、事務所、工場、商店、飲食店など事業活動に伴って出るごみは、廃棄物の処分に係る許可業者に処分を依頼し適正に処分してください。

お問い合わせ先

【農業使用について】【野焼きについて】

柏市環境部環境政策課 電話（直通）7167-1695

【ごみの処分について】

柏市環境部環境サービス課 電話（直通）7167-1139